

学校給食の測定結果（令和2年3月第4週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年3月25日	平泉保育所	令和2年3月25日	不検出	不検出
2	令和2年3月25日	長島保育所	令和2年3月25日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年3月第3週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年3月18日	平泉保育所	令和2年3月18日	不検出	不検出
2	令和2年3月18日	長島保育所	令和2年3月18日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年3月第2週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年3月11日	平泉保育所	令和2年3月11日	不検出	不検出
2	令和2年3月11日	長島保育所	令和2年3月11日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年3月第1週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年3月4日	平泉保育所	令和2年3月4日	不検出	不検出
2	令和2年3月4日	長島保育所	令和2年3月4日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年2月第5週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年2月25日	平泉小学校	令和2年2月25日	不検出	不検出
2	令和2年2月25日	平泉保育所	令和2年2月25日	不検出	不検出
3	令和2年2月25日	長島小学校	令和2年2月25日	不検出	不検出
4	令和2年2月25日	長島保育所	令和2年2月25日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年2月第4週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年2月19日	平泉小学校	令和2年2月19日	不検出	不検出
2	令和2年2月19日	平泉保育所	令和2年2月19日	不検出	不検出
3	令和2年2月19日	長島小学校	令和2年2月19日	不検出	不検出
4	令和2年2月19日	長島保育所	令和2年2月19日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年2月第3週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年2月12日	平泉小学校	令和2年2月12日	不検出	不検出
2	令和2年2月12日	平泉保育所	令和2年2月12日	不検出	不検出
3	令和2年2月12日	長島小学校	令和2年2月12日	不検出	不検出
4	令和2年2月12日	長島保育所	令和2年2月12日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年2月第2週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年2月5日	平泉小学校	令和2年2月5日	不検出	不検出
2	令和2年2月5日	平泉保育所	令和2年2月5日	不検出	不検出
3	令和2年2月5日	長島小学校	令和2年2月5日	不検出	不検出
4	令和2年2月5日	長島保育所	令和2年2月5日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年1月第5週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年1月29日	平泉小学校	令和2年1月29日	不検出	不検出
2	令和2年1月29日	平泉保育所	令和2年1月29日	不検出（※1）	不検出
3	令和2年1月29日	長島小学校	令和2年1月29日	不検出	不検出
4	令和2年1月29日	長島保育所	令和2年1月29日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
※1：放射性セシウム134の検出下限値は、10.4Bq/kg でした。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年1月第4週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年1月22日	平泉小学校	令和2年1月22日	不検出	不検出
2	令和2年1月22日	平泉保育所	令和2年1月22日	不検出	不検出
3	令和2年1月22日	長島小学校	令和2年1月22日	不検出	不検出
4	令和2年1月22日	長島保育所	令和2年1月22日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（平成2年1月第3週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年1月15日	平泉小学校	令和2年1月15日	不検出	不検出
2	令和2年1月15日	平泉保育所	令和2年1月15日	不検出	不検出
3	令和2年1月15日	長島保育所	令和2年1月15日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和2年1月第2週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和2年1月8日	平泉保育所	令和2年1月8日	不検出	不検出
2	令和2年1月8日	長島保育所	令和2年1月8日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年12月第4週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年12月25日	平泉保育所	令和元年12月25日	不検出	不検出
2	令和元年12月25日	長島保育所	令和元年12月25日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年12月第3週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年12月18日	平泉小学校	令和元年12月18日	不検出	不検出
2	令和元年12月18日	平泉保育所	令和元年12月18日	不検出	不検出
3	令和元年12月18日	長島小学校	令和元年12月18日	不検出	不検出
4	令和元年12月18日	長島保育所	令和元年12月18日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年12月第2週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年12月11日	平泉小学校	令和元年12月11日	不検出	不検出
2	令和元年12月11日	平泉保育所	令和元年12月11日	不検出	不検出
3	令和元年12月11日	長島小学校	令和元年12月11日	不検出	不検出
4	令和元年12月11日	長島保育所	令和元年12月11日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年12月第1週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年12月4日	平泉小学校	令和元年12月4日	不検出	不検出
2	令和元年12月4日	平泉保育所	令和元年12月4日	不検出	不検出
3	令和元年12月4日	長島小学校	令和元年12月4日	不検出	不検出
4	令和元年12月4日	長島保育所	令和元年12月4日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年11月第5週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年11月27日	平泉小学校	令和元年11月27日	不検出	不検出
2	令和元年11月27日	平泉保育所	令和元年11月27日	不検出	不検出
3	令和元年11月27日	長島小学校	令和元年11月27日	不検出	不検出
4	令和元年11月27日	長島保育所	令和元年11月27日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年11月第4週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年11月20日	平泉小学校	令和元年11月20日	不検出	不検出
2	令和元年11月20日	平泉保育所	令和元年11月20日	不検出	不検出
3	令和元年11月20日	長島小学校	令和元年11月20日	不検出	不検出
4	令和元年11月20日	長島保育所	令和元年11月20日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年11月第3週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年11月12日	平泉小学校	令和元年11月12日	不検出	不検出
2	令和元年11月12日	平泉保育所	令和元年11月12日	不検出	不検出
3	令和元年11月12日	長島小学校	令和元年11月12日	不検出	不検出
4	令和元年11月12日	長島保育所	令和元年11月12日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年11月第2週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年11月6日	平泉小学校	令和元年11月6日	不検出	不検出
2	令和元年11月6日	平泉保育所	令和元年11月6日	不検出	不検出
3	令和元年11月6日	長島小学校	令和元年11月6日	不検出	不検出
4	令和元年11月6日	長島保育所	令和元年11月6日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年10月第5週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年10月30日	平泉小学校	令和元年10月30日	不検出	不検出
2	令和元年10月30日	平泉保育所	令和元年10月30日	不検出	不検出
3	令和元年10月30日	長島小学校	令和元年10月30日	不検出	不検出
4	令和元年10月30日	長島保育所	令和元年10月30日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年10月第4週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年10月23日	平泉小学校	令和元年10月23日	不検出	不検出
2	令和元年10月23日	平泉保育所	令和元年10月23日	不検出	不検出
3	令和元年10月23日	長島小学校	令和元年10月23日	不検出	不検出
4	令和元年10月23日	長島保育所	令和元年10月23日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年10月第3週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年10月16日	平泉小学校	令和元年10月16日	不検出	不検出
2	令和元年10月16日	平泉保育所	令和元年10月16日	不検出	不検出
3	令和元年10月16日	長島小学校	令和元年10月16日	不検出	不検出
4	令和元年10月16日	長島保育所	令和元年10月16日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果（令和元年10月第2週）

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果（単位：Bq/kg）	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年10月9日	平泉小学校	令和元年10月9日	不検出	不検出
2	令和元年10月9日	平泉保育所	令和元年10月9日	不検出	不検出
3	令和元年10月9日	長島小学校	令和元年10月9日	不検出	不検出
4	令和元年10月9日	長島保育所	令和元年10月9日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI（日立アロカメディカル株式会社製）を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。（検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています）
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件（室温や試料重量など）により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考：厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年10月第1週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年10月2日	平泉小学校	令和元年10月2日	不検出	不検出
2	令和元年10月2日	平泉保育所	令和元年10月2日	不検出	不検出
3	令和元年10月2日	長島小学校	令和元年10月2日	不検出	不検出
4	令和元年10月2日	長島保育所	令和元年10月2日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年9月第4週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年9月25日	平泉小学校	令和元年9月25日	不検出	不検出
2	令和元年9月25日	平泉保育所	令和元年9月25日	不検出	不検出
3	令和元年9月25日	長島小学校	令和元年9月25日	不検出	不検出
4	令和元年9月25日	長島保育所	令和元年9月25日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年9月第3週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年9月18日	平泉小学校	令和元年9月18日	不検出	不検出
2	令和元年9月18日	平泉保育所	令和元年9月18日	不検出	不検出
3	令和元年9月18日	長島小学校	令和元年9月18日	不検出	不検出
4	令和元年9月18日	長島保育所	令和元年9月18日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年9月第2週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年9月10日	平泉小学校	令和元年9月10日	不検出	不検出
2	令和元年9月10日	平泉保育所	令和元年9月10日	不検出	不検出
3	令和元年9月10日	長島小学校	令和元年9月10日	不検出	不検出
4	令和元年9月10日	長島保育所	令和元年9月10日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年9月第1週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年9月4日	平泉小学校	令和元年9月4日	不検出	不検出
2	令和元年9月4日	平泉保育所	令和元年9月4日	不検出	不検出
3	令和元年9月4日	長島保育所	令和元年9月4日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年8月第5週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年8月28日	平泉小学校	令和元年8月28日	不検出	不検出
2	令和元年8月28日	平泉保育所	令和元年8月28日	不検出	不検出
3	令和元年8月28日	長島小学校	令和元年8月28日	不検出	不検出
4	令和元年8月28日	長島保育所	令和元年8月28日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年8月第4週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年8月21日	平泉小学校	令和元年8月21日	不検出	不検出
2	令和元年8月21日	平泉保育所	令和元年8月21日	不検出	不検出
3	令和元年8月21日	長島小学校	令和元年8月21日	不検出	不検出
4	令和元年8月21日	長島保育所	令和元年8月21日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年8月第2週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年8月7日	平泉保育所	令和元年8月7日	不検出	不検出
2	令和元年8月7日	長島保育所	令和元年8月7日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年7月第5週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年7月31日	平泉保育所	令和元年7月31日	不検出	不検出
2	令和元年7月31日	長島保育所	令和元年7月31日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年7月第4週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年7月24日	平泉保育所	令和元年7月24日	不検出	不検出
2	令和元年7月24日	長島保育所	令和元年7月24日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年7月第3週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年7月17日	平泉小学校	令和元年7月17日	不検出	不検出
2	令和元年7月17日	平泉保育所	令和元年7月17日	不検出	不検出
3	令和元年7月17日	長島小学校	令和元年7月17日	不検出	不検出
4	令和元年7月17日	長島保育所	令和元年7月17日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年7月第2週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年7月10日	平泉小学校	令和元年7月10日	不検出	不検出
2	令和元年7月10日	平泉保育所	令和元年7月10日	不検出	不検出
3	令和元年7月10日	長島小学校	令和元年7月10日	不検出	不検出
4	令和元年7月10日	長島保育所	令和元年7月10日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年7月第1週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年7月3日	平泉小学校	令和元年7月3日	不検出	不検出
2	令和元年7月3日	平泉保育所	令和元年7月3日	不検出	不検出
3	令和元年7月3日	長島小学校	令和元年7月3日	不検出	不検出
4	令和元年7月3日	長島保育所	令和元年7月3日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年6月第5週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年6月26日	平泉保育所	令和元年6月26日	不検出	不検出
2	令和元年6月26日	長島保育所	令和元年6月26日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年6月第4週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年6月19日	平泉小学校	令和元年6月19日	不検出	不検出
2	令和元年6月19日	平泉保育所	令和元年6月19日	不検出	不検出
3	令和元年6月19日	長島小学校	令和元年6月19日	不検出	不検出
4	令和元年6月19日	長島保育所	令和元年6月19日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年6月第3週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年6月12日	平泉小学校	令和元年6月12日	不検出	不検出
2	令和元年6月12日	平泉保育所	令和元年6月12日	不検出	不検出
3	令和元年6月12日	長島小学校	令和元年6月12日	不検出	不検出
4	令和元年6月12日	長島保育所	令和元年6月12日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年6月第1週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年6月5日	平泉小学校	令和元年6月6日	不検出	不検出
2	令和元年6月5日	平泉保育所	令和元年6月6日	不検出	不検出
3	令和元年6月5日	長島小学校	令和元年6月6日	不検出	不検出
4	令和元年6月5日	長島保育所	令和元年6月6日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年5月第5週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年5月29日	平泉小学校	令和元年5月29日	不検出	不検出
2	令和元年5月29日	平泉保育所	令和元年5月29日	不検出	不検出
3	令和元年5月29日	長島小学校	令和元年5月29日	不検出	不検出
4	令和元年5月29日	長島保育所	令和元年5月29日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年5月第4週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年5月22日	平泉小学校	令和元年5月22日	不検出	不検出
2	令和元年5月22日	平泉保育所	令和元年5月22日	不検出	不検出
3	令和元年5月22日	長島小学校	令和元年5月22日	不検出	不検出
4	令和元年5月22日	長島保育所	令和元年5月22日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年5月第3週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年5月15日	平泉小学校	令和元年5月15日	不検出	不検出
2	令和元年5月15日	平泉保育所	令和元年5月15日	不検出	不検出
3	令和元年5月15日	長島小学校	令和元年5月15日	不検出	不検出
4	令和元年5月15日	長島保育所	令和元年5月15日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(令和元年5月第2週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位:Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	令和元年5月8日	平泉小学校	令和元年5月8日	不検出	不検出
2	令和元年5月8日	平泉保育所	令和元年5月8日	不検出	不検出
3	令和元年5月8日	長島小学校	令和元年5月8日	不検出	不検出
4	令和元年5月8日	長島保育所	令和元年5月8日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(平成31年4月第4週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	平成31年4月24日	平泉小学校	平成31年4月24日	不検出	不検出
2	平成31年4月24日	平泉保育所	平成31年4月24日	不検出	不検出
3	平成31年4月24日	長島小学校	平成31年4月24日	不検出	不検出
4	平成31年4月24日	長島保育所	平成31年4月24日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(平成31年4月第3週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	平成31年4月17日	平泉小学校	平成31年4月17日	不検出	不検出
2	平成31年4月17日	平泉保育所	平成31年4月17日	不検出	不検出
3	平成31年4月17日	長島小学校	平成31年4月17日	不検出	不検出
4	平成31年4月17日	長島保育所	平成31年4月17日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(平成31年4月第2週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	平成31年4月10日	平泉保育所	平成31年4月10日	不検出	不検出
2	平成31年4月10日	長島小学校	平成31年4月10日	不検出	不検出
3	平成31年4月10日	長島保育所	平成31年4月10日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの 乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	50 Bq/kg
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg

学校給食の測定結果(平成31年4月第1週)

測定した全ての給食が『不検出』となり、当日提供した給食の安全が確認されました。

	給食提供日	給食施設名	測定日	測定結果 (単位: Bq/kg)	
				放射性セシウム134	放射性セシウム137
1	平成31年4月3日	平泉保育所	平成31年4月3日	不検出	不検出
2	平成31年4月3日	長島保育所	平成31年4月3日	不検出	不検出

- 本測定は、食品放射能測定システム CAN-OSP-NAI(日立アロカメディカル株式会社製)を使用し、測定値は60分間での値となっています。
- 本測定機器の設定は、10分間の測定で検出下限値が30Bq/kgとなっていますが、より低い検出下限値とするため、60分間測定しました。(検出下限値が10Bq/kgとなるような測定時間となっています)
- 測定値の「不検出」とは、10Bq/kg未満であったことを表します。
検出下限値は、測定する条件(室温や試料重量など)により若干の差が出ます。
- 測定場所は、平泉町立平泉小学校体育館 ミーティングルーム。

【参考:厚生労働省が定めた食品衛生法上の新基準値】

〔放射性ヨウ素〕

半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素の基準値は設定しない。

〔放射性セシウム〕 ※放射性セシウム134 と 放射性セシウム137 の合計値

食品区分	含まれる食品の範囲	基準値
飲料水	直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い 飲用茶	10 Bq/kg
乳児用食品	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令 第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加工乳など)及び乳飲料	50 Bq/kg
牛乳	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の規定に基づ く特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受 けたもの	50 Bq/kg
	乳児の飲食に供することを目的として販売するもの	
一般食品	上記以外の食品	100 Bq/kg